

学校法人関東学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関東学園(以下「法人」という。)の役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 専任理事 : 本学園の理事を専任とする者をいう。
- (2) 兼務理事 : 本学園の教職員として在籍し理事を兼ねる者をいう。
- (3) 非常勤理事 : 本学園の理事会等必要な場合に出席し、議事の審議に当たる者をいう。
- (4) 監事 : 勤務態様にかかわらず、学校法人関東学園寄附行為第9条に規定する監事をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専任理事の報酬は、専任理事俸給及び賞与とする。
- (2) 兼務理事の報酬は、兼務理事俸給及び賞与とする。
- (3) 非常勤理事の報酬は、非常勤理事手当とする。
- (4) 監事の報酬は、監事俸給及び賞与とする。

(報酬額)

第4条 専任理事俸給、兼務理事俸給、非常勤理事手当及び監事俸給については、役員報酬支給細則による。

(俸給等支給日)

第5条 俸給の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、金融機関の営業日に繰り上げて支給する。

- 2 非常勤理事手当については、6月及び12月に支給する。
- 3 俸給及び手当は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(賞与)

第6条 専任理事、兼務理事及び監事の賞与については、学校法人関東学園給与規定第16条及び第17条を準用する。

(役員報酬の支給停止)

第7条 次の各号に該当する場合は、役員報酬の一部又は全部の支給を停止することができる。

- (1) 本人から受給の辞退申出があったとき。
- (2) 学園の財政上支出が困難になったとき。
- (3) 役員が法人と係争関係に入ったとき。

(4) 刑事事件等に関係し、学園の名誉を傷つけたとき。

(細則の制定)

第8条 この規定の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。

(公表)

第9条 この規程は、役員報酬等の支給の基準として、公表する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。